

# 令和3年第1回農業委員会総会議事録

令和3年1月5日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年1月5日(火)

午後3時3分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積  
の設定について

議案第2号 農地法第3条許可について

議案第3号 農地法第4条許可について

議案第4号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第5号 農地法第5条許可について

議案第6号 非農地証明について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第2号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第3号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第4号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第5号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第6号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番 日高隆志	2番 岡武義	4番 久保田章生
5番 鬼塚健太	7番 川越定光	8番 川崎和久
9番 松田実	10番 川越忠次	11番 長友紘子
12番 川越正彦	13番 岡原明美	14番 持原義信
15番 小倉俊博	16番 佐藤裕次郎	17番 片上英行
18番 高間秀一	19番 川越達也	20番 前田峰子
21番 中村和寛	22番 外菌香	23番 蛭原安德
24番 松田真郎		

5. 欠席委員

6番 川野富男

6. 事務局出席者

局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀一朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員


議長

松田美 

委員

川崎和久 

委員

高間秀一 

午後3時3分開会

○議長（松田） これより令和3年第1回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6番川野富男委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8番川崎和久委員、18番高間秀一委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり1ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は7議案の御審議をお願いいたします。

議案第1号「農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について」は1件でございます。

議案第2号「農地法第3条許可について」は19件でございます。

議案第3号「農地法第4条許可について」は1件でございます。

議案第4号「農地法第5条許可に係る事業計画変更について」は1件でございます。

議案第5号「農地法第5条許可について」は21件でございます。

議案第6号「非農地証明について」は6件でございます。

議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」は145件でございます。

以上、審議件数は194件となっております。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、39万4,484.37平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、36万3,153.37平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） 議案第1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得

後の下限面積の設定について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 議案第1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について御説明いたします。

農地法第3条の許可を得て農地を取得しようとする者は、農地法第3条第2項第5号の規定により、原則50アール以上、集約的農業については農地法施行令第2条第3項第1号により20アール以上の農地を耕作することが、許可に必要な要件となっております。

この規定の中で、例外的に、下限面積を各農業委員会で独自に設定できる場合もあるとされております。

それは、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、基準の範囲内で別段の面積を設定し、公示した場合です。

また、農林水産省の通達「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を検討することとなっております。

そこで、本年初めに、令和3年の宮崎市における農地法第3条の規定による農地の権利取得後の下限面積について審議させていただくものです。

農林水産省令で定める基準については、農地法施行規則第17条に規定されており、その基準の主なものは、① 面積を設定しようとする区域が自然的経済的条件から見て、営農条件が概ね同一の区域と判断されること、② 設定面積はアール単位とし、最低でも10アール以上であること、③ 設定した区域内における下限面積未達の経営体数が全体の40%を下回らないことです。

それでは、宮崎市全体で下限面積を設定する場合について御説明いたします。

議案の参考資料を御覧ください。

農林水産省から、経営体数の把握については、農林業センサスを活用するよう示されております。2015年農林業センサスによりますと、宮崎市内で50アール未満の耕作面積の経営体数は、全経営体数の21.3%しかありません。

農林水産省令の基準に従いますと、50アール未満で下限面積を設定することはできないこととなります。よって、従来どおり下限面積を50アールに設定することについて御審議をお願いするものでございます。

また、以上の基準のほかに、① 当該設定区域内に遊休農地が相当程度存在すること、② 50 アール未満の農地を耕作する者が増加しても地域の営農に支障がないこと、この2つの要件に該当する場合は、先ほどの3つの基準にかかわらず、新規就農を促進するため、適当な面積を設定することも可能となっております。

県内市町村の中には、この規定により、空き家バンクに附属する特定の農地に限定して、下限面積を設定しているような例もございます。

最初に説明した基準については、経営体数の把握について、農林業センサスを活用するよう示されており、昨年度に農林業センサスが実施されました。2021年3月頃正式に公表され、その結果によっては、来年以降、50アールを下回る下限面積を設定する可能性があります。

また、2つ目の基準に従い、今後、宮崎市内全体または一定の区域において、新規就農を促進するために、適当な下限面積を設定することも可能かと思われませんが、区域の設定をどうするのか、また具体的な下限面積の数値をどうするのか等については、今後、各地域や地区での慎重な話し合いを経た上で、総会で審議を行うことが必要と思われる。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第2号農地法第3条許可について、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載



しております。

今回、1名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。3ページの7番が該当しますが、売買価格が地域の相場より低かったことから、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号1、併せて10ページの議案第5号番号4を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

これらの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

申請内容の説明に入る前に、営農型太陽光発電に関する御説明をさせていただきます。

本日お手元に資料を配付しておりますので、御参照ください。

資料の1ページを御覧ください。

営農型太陽光発電とは、資料の上部に記載されておりますように、「農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組」のことを指します。そして太陽光パネルを支える支柱の部分について、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっております。

農地法第5条の一時転用の許可においては、資料3ページの「農地転用に係る取扱い」に記載されておりますとおり、営農を適切に継続できるか、作物の生育に適した日照量を確保できているかなどの審査を行います。また、許可の条件として、許可後、年1回、農作物の収穫状況などの報告を義務づけ、適正に営農が行われているかについてチェックを行います。

また、一時転用となっておりますので、許可の期間は原則3年以内となっており、その期間において、営農上の問題がない場合は、再度許可することが可能となっております。

なお、認定農業者などの担い手が下部の農地で耕作する場合、荒廃農地を活用する場合、第2種農地又は第3種農地を活用する場合は、一時転用期間を10年以内とすることができます。

次に、5ページを御覧ください。

今回の2件の申請についての許可のイメージを掲載しております。

まず、先ほど御説明しましたとおり、太陽光パネルを支える支柱部分につきまして、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっており、10ページ議案第5号4番の申請がこれに該当しております。

次に、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、営農型太陽光発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なる場合には、太陽光パネルを設置する農地の空中部分について、区分地上権を設定するよう国から通達が出ており、2ページの1番の申請がこれに該当します。

なお、区分地上権とは、民法第269条の2で定義された権利であり、他人の所有する土地の地下または地上について、上下の範囲を定め、地下鉄や送電線などの工作物を所有するために設定される権利のことをいい、「空中権」や「地中権」などと呼ばれることもあります。

また、農地を借りて耕作する場合は、農地法第3条の貸借権の設定が必要となります。

それでは、申請内容の説明に入ります。

資料の6ページの位置図を御覧ください。

申請地は、佐土原町上田島にあります宮崎市立佐土原小学校から東に約1.5キロの場所に位置する土地です。申請地は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、農地として使用することから、周辺農地への影響はないものと思われれます。

それでは、番号1を御覧ください。

本案件は、先ほど御説明したとおり、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は宮崎市清武町木原在住の個人です。申請内容は、太陽光パネルを設置する農地の上空部分2メートルから5メートルの区分地上権の設定となっております。

次に、10ページの議案第5号番号4を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は番号1

と同じでございます。本計画では、太陽光パネルを支える杭が合計 88 本、電柱に引き込むための柱が 1 本設置するよう計画されており、総面積は 0.77 平方メートルとなっております。申請地は、先ほども説明したとおり、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となっておりますが、本案件は不許可の例外である「一時転用」に該当しております。その他の許可基準も充足していることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） この受人は農家でしょうか。営農型というところ、ここで営農をするというふうに聞こえますが、これは農業者になるのか、太陽光発電の事業者になるのか、どちらでしょうか。

○事務局（山之上） 今回の受人は太陽光パネルの設置者になります。先月の総会で、土地の所有者が太陽光の下部で耕作し、サカキを植えられるという申請が上がりますので、今回は太陽光パネルの設置をされる方が、支柱の一時転用と、上空部分の区分地上権を申請されており、議案として上程しております。

○23 番（蛭原委員） 今後の議案でも太陽光発電の申請が、多くあるようですが、太陽光発電の設置業者は、まず太陽光発電を事業とする事業者であると思っておりましたが、先ほどの説明では、個人が太陽光発電設備をつくれるということなので、資格を持っていない人でも、農地に太陽光発電を設置するという申請を行えば、農地を借りることができるし、太陽光発電設備の申請は個人でもできるということですか。

○事務局（山之上） 経済産業省に申請をして、IDを取得すれば、個人でも設置はできます。

○23 番（蛭原委員） 個人で申請する場合は面積要件はないということですか。例えば、ここは 800 平米ですけれども、これが 200 平米、300 平米の農地であっても、太陽光発電設備を個人が申請するということであればできるのでしょうか。

○事務局（稗苗） 法第 3 条で賃借権等を設定して、耕作する場合は 5 反要件が必要ですが、今回は区分地上権であり、耕作はせず、上空部分の区分を支配する権利での申請になりますので、150 日従事とか 5 反経営とか、違反農地がないとか、そういっ

た要件は係らないということになります。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○22番（外菌委員） 営農型ということで、作物はサカキと言われましたが、どういう計画で、何年後に収穫できるのか、大体でいいので、分かれば教えていただきたい。

○事務局（山之上） 申請では、サカキは農地の面積に対して50本植えられるということです。サカキとサカキの間隔が、横が3メートルちょっと、縦が2.5メートルぐらいの間隔で植えられます。収穫は6年目から実際に収穫されるということで、それまでは毎年2月に実績等の報告をすることになっていますので、その地域の一般的な生育と比較して、どういった状況を報告していただいて、さほど影響がなければ、そのまま6年後の収穫から見ていくことになります。

○22番（外菌委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○5番（鬼塚委員） 地上権の設定ということですけど、地上権に対して金額は決まっているものなのでしょうか。

○事務局（山之上） 今回は使用貸借なので金額はかかっていません。特に相場などはこちらでは把握しておりません。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、関連がありますので、3ページから4ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号6、6ページの番号16を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、新規就農法人からの申請で、農地所有適格法人の要件を満たしております。申請人である法人の代表者が将来の食料危機に対し、社員とその家族の食料を確

保したいと考え法人を設立し、今後は規模拡大を視野に営農していきたいと計画し、本申請に至ったものです。

また、受人の耕作面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,070平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、同様に、今回の申請で総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、3ページの番号8、4ページの番号9、5ページの番号11、番号13がございます。

次に、番号8、4ページの番号9を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による案件です。受人は、これまでも父と共同で農業を行っており、今般、経営を継承するため、本申請に至ったものです。

また、先ほど申し上げたとおり、受人の耕作面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万4,388平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第3号農地法第4条許可について、8 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号1を御覧ください。

申請人は、宮崎市清武町今泉在住の農家です。申請地は、宮崎市清武町今泉にあります宮崎レイクサイドゴルフ倶楽部の北東に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、現在「農

地」から「農業用施設用地」として用途変更の途中でです。変更後は、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎及び堆肥舎は床にコンクリート底盤を貼り、牛舎には屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止しています。また、牛舎からの糞尿は、おがくず等により吸着、乾燥を行い排出し、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第4号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、9ページを議題とします。

○事務局（川越） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者がいるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号1を御覧ください。

本申請は、宮崎市田野町の農地に「一般個人住宅」を建築する目的で、農地法第5条の転用申請を行い、昭和59年1月30日に許可を得ています。許可後、一般個人住

宅を建築する計画で所有権移転を行いました。一度も建築することなく被承継人が相続したものです。

今回、申請地の転用実行者を承継人に、用途を露天駐車場に変更し、また変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、16ページの議案第5号番号21で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第5号農地法第5条許可について、10ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

まず、番号1を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市新名爪在住の個人、受人は宮崎市花山手在住の個人です。申請地は、宮崎市新名爪にあります宮崎北高等学校から北東に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可



の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号2を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市山崎町在住の農家、受人は東京都中央区に本拠を置く、ヨウ素、天然ガス等の採取、製造及び加工事業を営む法人です。申請地は、宮崎市山崎町にありますフローランテ宮崎から西に約90メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を天然ガス取り出し井戸及び露天作業所として利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「資源の採取」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、申請地に砂利を敷き詰め土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号3を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市錦町在住の個人、受人は都城市南横市町に本拠を置く林業などを営む法人です。申請地は、宮崎市古城町にあります（旧）宮崎市南部環境美化センターから北に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を民間事業に伴う作業用仮設道路として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号4を御覧ください。

先ほど説明がありました農地法第3条許可について、2ページの議案第2号番号1  
関連でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○23 番(蛭原委員) もう一度伺いたいのですが、個人で太陽光発電申請はできて、面積要件はない。例えば申請番号 20 番は、全体面積 1,454 平米のうち 831 平米を転用したいということですが、例えば太陽光発電を目的に、100 平米の土地を転用申請して所有権移転するということが可能というふうに見えますが、それも可能でしょうか。

○事務局(川越) その件につきましては可能になります。

○23 番(蛭原委員) 可能なんですね。

○事務局(川越) はい。

○議長(松田) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第6号非農地証明について、17ページ、18ページを議題とします。

○事務局（稗苗） 議案第6号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、6件の案件について説明いたします。

申請番号1は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、申請番号2、3、4は、一体的なつながりのある土地で、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

次に、申請番号5は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。

最後に、申請番号6は、登記簿地目が田であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、12月21日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第7号農用地利用集積計画の決定について、19ページから95ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員退室)

○事務局(加野) 議案第7号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

農地中間管理による貸借につきましては、19ページの番号1番から42ページの番号43番までの43件でございます。

利用権設定につきましては、43ページの番号1番から95ページの番号88番までの88件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が8件、新規設定が14件、賃借権の再設定が14件、新規設定が52件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員入室)

○議長(松田) 次に、96ページから102ページまでの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、中村和寛委員の退室を求めます。

(21 番中村和寛委員退室)

○事務局（加野） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、96 ページの番号 89 番から 102 ページの番号 102 番までの 14 件でございます。

また、102 ページの番号 102 番につきましては、農地中間管理事業の特例事業により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

中村和寛委員の入室を求めます。

(21 番中村和寛委員入室)

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 1 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございますまして、その数 6 件でございます。

報告第 2 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございますまして、その数 22 件でございます。

報告第 3 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございますまして、その数 2 件でございます。

報告第 4 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございますまして、その数 30 件でございます。

報告第 5 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございますまして、その

数 3 件でございます。

報告第 6 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございます  
て、その数 22 件でございます。

なお、報告第 1 号、第 2 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもの  
で、備考欄に専決日を記載しております。

第 3 号、第 4 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ  
会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はご  
ざいせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 1 回宮崎市農業委員会  
総会を閉会いたします。

午後 3 時 55 分閉会